東日本大震災に対処するための基準該当訪問看護の事業の人員、設備及び運営に関する基準

第一条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問看護又はこれに相当するサービス（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において行われるものに限る。以下「基準該当訪問看護」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（病院又は診療所を除く。）ごとに置くべき保健師、看護師又は准看護師の員数は、常勤で一以上とする。

2　前項の規定は、平成二十四年二月二十九日までの間において特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める日までの間適用する。

第二条　指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四章（同令第六十条の規定を除く。）の規定は、基準該当訪問看護の事業について準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項及び第三十一条第一項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一ヨーネ病の項要領の欄第一項中「スクリーニング法」の下に「（ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（マイコバクテリウム・フレイ菌抽出抗原で血清処理するものに限る。）による方法）」を加え、同欄中第五項を第六項とし、第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2　スクリーニング法（ヨーネ病診断用抗原固相化酵素抗体反応キット（マイコバクテリウム・フレイ菌可溶化たん白で血清処理するものに限る。）による方法）による検査の場合

一　スクリーニングプレートに、試料希釈吸収液で所定の倍数に希釈し、十五分間二十五度の温度で感作した指示血清及び被検血清を分注した後、密封し、四十五分間二十五度の温度で感作すること。

二　一により感作したスクリーニングプレートを洗浄液で洗浄し、これに標識抗体希釈液で所定の倍数に希釈した酵素標識抗体を分注した後、密封し、四十五分間二十五度の温度で感作すること。

三　二により感作したスクリーニングプレートを洗浄液で洗浄し、これに基質溶液（使用する直前に調整したもの）を分注した後、十五分間二十五度の温度で反応させ、反応停止液を分注し、所定の波長で測定した吸光度値により算出した指示血清に対する相対吸光度値で判定すること。

四　指示血清に対する相対吸光度値が〇・三以上であるものを陽性とし、〇・三未満であるものを陰性とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十一号

中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第二項第三号の規定に基づき、中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十二日

経済産業大臣　海江田万里

中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令

中小企業倒産防止共済法施行規則（昭和五十三年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項に次の一号を加える。

三　共済契約者の取引の相手方たる事業者の代表者の全員（当該事業者が個人である場合にあつては、当該個人）が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定に基づき指定された特定非常災害により死亡した場合又は生死不明若しくは所在不明である場合において、当該事業者のために弁護士等が、共済契約者に対して書面によつてする支払を停止する旨の通知

第十条の二第二項中「第一号」を「前項第一号及び第三号」に改め、「、第二号」を「が、同項第二号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○宮内庁告示第四号

天皇皇后両陛下は、和歌山県において開催される第六十二回全国植樹祭に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、五月二十一日から同月二十二日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十三年四月二十二日

宮内庁長官　羽毛田信吾

○公正取引委員会　消費者庁告示第二号

写真機類卸売業公正取引協議会から、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十一条第一項の規定に基づき昭和四十一年十月二十九日付けで公正取引委員会が認定した写真機類卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約について、平成二十三年三月三十一日付けをもって廃止した旨の報告があったので告示する。

平成二十三年四月二十二日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

消費者庁長官　福嶋　浩彦

○総務省告示第百六十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、昭和三十五年自治省告示第十五号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務を消防庁長官に委任した件）の一部を次のように改正し、平成二十三年度分の補助金等から適用する。

平成二十三年四月二十二日

総務大臣　片山　善博

表の上欄中第一号及び第六号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同欄に次の一号を加える。

五　住宅用火災警報器普及支援事業費補助金

○法務省告示第二百四号

北海道砂川市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十三年四月二十二日

法務大臣　江田　五月

北海道空知郡砂川町字上砂川二十二番地　石塚松之助

同町字宮城澤八十五番地　佐々木賛三

同町字奈井江七百八十八番地　渡辺庄之助

○法務省告示第二百五号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十三年四月二十二日

法務大臣　江田　五月

登記所　指定の効力が生ずる日

登記事務委任規則等の一部を改正する省令（平成二十三年法務省令第十五号）の規定による商業登記の事務が千葉地方法務局においても取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の千葉地方法務局佐倉支局及び成田出張所　平成二十三年四月二十五日

附　則

この告示は、平成二十三年四月二十二日から施行する。